

## 出席停止のお知らせ

お子様が、医師により下記の学校伝染病と診断された場合は、本人の休養と他児童への感染予防のため、学校保健安全法19条により出席停止（欠席扱いにしない）となります。

なお、医師より許可が出ましたら、治癒証明書をもらい、担任に提出してください。

※治癒証明書の発行に当たっては、料金がかかりますことをご了承ください。

## 学校で予防すべき伝染病及び出席停止の期間の基準

	伝染病の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種		次の期間（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く） 但し、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。
	インフルエンザ	発熱した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発言した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

# 治癒証明書

東久留米市立第二小学校長 殿

学校名・年・組	東久留米市立第二小学校	年	組
児童名			

上記の者は、下記○印の学校伝染病のため 平成 年 月 日から治療中でしたが、学校保健安全法の基準により、伝染の恐れがないと認めます。

病 名
-----

- |                |             |           |            |
|----------------|-------------|-----------|------------|
| 1 百日咳          | 2 麻疹        | 3 流行性耳下腺炎 | 4 風疹       |
| 5 水痘           | 6 咽頭結膜熱     | 7 結核      | 8 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 9 流行性角結膜炎      | 10 急性出血性結膜炎 |           |            |
| 11 腸管出血性大腸菌感染症 | 12 インフルエンザ  |           |            |
| 13 その他の感染症 (   |             |           | )          |

登校許可年月日	平成	年	月	日より
---------	----	---	---	-----

※6月から9月の期間、水泳について

参加許可年月日	平成	年	月	日より
---------	----	---	---	-----

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印